

相模原市監査委員公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年10月5日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 中 村 昌 治

同 石 川 達

第1 監査の概要

1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

3 監査の実施日程

令和8年4月27日から同年10月2日まで

4 監査の対象

(1) 対象部局

危機管理局、会計課及び消防局。ただし、工事監査は、財政局(財政部契約課及び公共建築課)及び都市建設局(技術監理課及び道路部道路整備課)を併せて対象とした。

(2) 対象年度

令和7年度。ただし、財務監査は令和6年度に執行した事務の一部についても対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査対象課等

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

監査対象事務	監査対象課等
消防手数料の徴収に関する事務	消防局 消防部 危険物保安課
旅費の支出に関する事務	会計課 消防局 消防部 消防総務課 警防部 警防課、救急課

委託料の支出に関する事務	危機管理局 危機管理統括部 会計課 消防局 消防部 消防総務課、危険物保安課 警防部 警防課、救急課、指令課
使用料及び賃借料の支出に関する事務	危機管理局 危機管理統括部 消防局 消防部 消防施設課、予防課 警防部 警防課、指令課
負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	危機管理局 危機管理統括部 消防局 消防部 予防課

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
消防手数料の徴収に関する事務	徴収が適正に行われないリスク	ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ 領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
旅費の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 支出、精算は適正な時期に行われているか。
委託料の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正	ア 契約相手方の選定方法は適切か。

	に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク	イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
使用料及び賃借料の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。
負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を実施した所属に対し、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

会計課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

4 監査の結果

第1及び1から3までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対

象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり是正又は改善を要する事項等が見られた。

(1) 指摘事項

会計課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市コンビニエンスストア等収納代行業務委託及び相模原市マルチペイメント収納業務委託において、5月分の支出に際し、支出負担行為書で使用している債権者コードではなく、別の債権者コードを使用して支出命令書を起票していた。なお、当該契約は関連する各課も含めた契約であり、各課も利用件数に応じた手数料を支出していたが、同様の処理を行っていた。

このことについて、年度途中で債権者の代表者が変更されたが、支出負担行為書で使用している債権者コードの代表者が変更されていなかったため、同債権者で代表者が変更されている別の債権者コードを使用して支出命令書を起票し、各課にも同様の処理を行うよう指示していたとのことであった。また、会計課における審査でも見落としていたとのことであった。

支出命令書起票時の債権者コードの変更は、支出が適正に行われないリスクを伴うことから、会計課所管の会計事務の実際－審査編－(令和7年4月改訂。以下「マニュアル」という。)は、支出負担行為書起票時から支出命令書起票時までに債権者に変更があった場合には、「代表者変更届」、「住所変更届」等を添付する旨を記載している。支出命令書に代表者変更届は添付されていたものの、債権者コードを変更したこと、各課へ同様の処理を行うよう指示したことは不適正な事務処理である。

会計課は、支出に関する事務の審査を行い指導すべき立場であることを再認識するとともに、今後は、職員に対しマニュアルの周知徹底を図り、適正に事務を執行されたい。また、再発防止に向けた取組について検討されたい。

(2) 注意事項

会計課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、マルチペイメントネットワークに係るオプション資料作成委託契約において、契約書に検査に係る事項を記載していなかった。

相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第30条は、「契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲

げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。」としており、掲げる事項として第7号に「監督及び検査」を規定している。

今後は、契約規則等を確認し、記載事項に漏れのないよう適切に事務を執行されたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「全庁的な条件付一般競争入札の実施について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

令和4年度から各課・機関においても本格的に実施することとした条件付一般競争入札に係る事務について、これまでの監査の結果で入札に係る公告の市掲示場への掲示をしていなかったという初歩的な事務手続での不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、条件付一般競争入札実施の手引き(業務委託契約版)等(以下「手引き等」という。)に基づき事務が執行されているかを主眼に監査することにより、各課・機関で執行する条件付一般競争入札に係る案件が競争性、公平性及び透明性のより一層の向上に寄与し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実施した。

3 監査対象事務及び監査対象課等

監査対象局の各課等が執行した条件付一般競争入札に係る事務を対象とした。

監査対象事務	監査対象課等
委託料の支出に関する事務	危機管理局 危機管理統括部 消防局 消防部 消防施設課 警防部 救急課、指令課

4 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
手引き等に基づき事務が執行されていないリスク	(1) 発注方法の選択が適切にされているか。 (2) 入札参加条件、内容が明確に示され設定できているか。 (3) 入札の諸手続等は適正、かつ公正に行われているか。

5 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を実施した所属に対し、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

6 監査の結果

第1及び1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

第4 工事監査

1 監査対象事務及び監査対象課等

需用費の施設修繕料、委託料の建設事業委託料及び工事請負費の建設工事費の支出に関する事務を対象とした。

監査対象事務	監査対象課等
需用費(施設修繕料)の支出に関する事務	

市立大沢小学校飲料水兼用耐震性貯水槽緊急遮断弁修繕	危機管理局 危機管理統括部
委託料(建設事業委託料)の支出に関する事務	
震度計更新等業務委託	危機管理局 危機管理統括部
消防救急デジタル無線設備更新作業委託	消防局 警防部 指令課
工事請負費(建設工事費)の支出に関する事務	
大沢分署外壁・屋上防水等改修工事	消防局 消防部 消防施設課 財政局 財政部 契約課、公共建築課 都市建設局 技術監理課
防火水槽解体工事(その1)	消防局 消防部 消防施設課 財政局 財務部 契約課 都市建設局 技術監理課 道路部 道路整備課

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク	ア 契約の方法、手続及び時期は適切か。 イ 設計図書どおり施工されているか。変更指示は適切に行われているか。
(2) 監督業務が適切に行われないリスク	ウ 法令等を遵守して施工されているか。施工体制台帳は整備されているか。 エ 検査調書等検査記録は整備されているか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査対象事務の概要

(1) 市立大沢小学校飲料水兼用耐震性貯水槽緊急遮断弁修繕

契約金額 4,353,800円

契約方法 一者随意契約

契約期間 令和7年10月7日から令和8年3月19日まで

修繕内容 貯水槽の緊急遮断弁の修繕

(2) 震度計更新等業務委託

契約金額 45,100,000円

契約方法 一者随意契約

契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

業務内容 震度計の更新等

(3) 消防救急デジタル無線設備更新作業委託

契約金額 659,224,500円

契約方法 一者随意契約

契約期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

業務内容 各基地局のデジタル無線設備等の更新

(4) 大沢分署外壁・屋上防水等改修工事

契約金額 102,031,600円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和7年5月30日から令和8年1月23日まで

工事内容 外壁・屋上防水等の改修

(5) 防火水槽解体工事（その1）

契約金額 16,083,100円
契約方法 条件付一般競争入札
契約期間 令和7年5月30日から同年10月9日まで
工事内容 防火水槽の撤去

5 監査の結果

第1及び1から4までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり対応を要する事項が見られた。

注意事項

(1) 危機管理統括部の委託料(建設事業委託料)の支出に関する事務を調査したところ、震度計更新等業務委託において、次のような事例が見られた。

ア 契約書において、受注者は業務の一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)するときは、あらかじめ書面で発注者へ通知しなければならない旨を記載し、業務計画書において、受注者が再委託する旨を記載していたが、発注者への再委託に係る通知が確認できなかった。

このことについて、発注者における業務計画書受領時の再委託の確認漏れ及び受注者における契約書の再委託手続の確認漏れにより生じたとのことであった。

イ 契約書に、再委託する場合は、受注者は当該第三者の行為のすべてについて責任を負う旨の記載がなかった。

このことについて、過去に使用していた契約書を流用したこと及び入札・契約事務の適正執行について(令和7年3月5日付け契約課長通知。以下「契約課長通知」という。)の確認漏れにより生じたとのことであった。

契約課長通知は、受注者が再委託を行う場合には、再委託を行う必要性、業務の範囲、金額及び再委託先の名称・住所を記載した文書を受注者から提出させ、履行体制の把握に努めるよう徹底する旨、また、受注者が再委託する場合は、受注者は当該第三者の行為のすべてについて責任を負うこと

を契約書の条文に盛り込む旨を記載している。

今後は、契約関係書類の確認を徹底するとともに、契約規則等を確認し、記載事項に漏れのないよう適切に事務を執行されたい。

- (2) 指令課の委託料(建設事業委託料)の支出に関する事務を調査したところ、消防救急デジタル無線設備更新作業委託において、仕様書には関係法令を遵守しなければならない旨、受注者の業務実施計画書には労働安全衛生法を遵守して作業する旨をそれぞれ記載していたが、工事写真では危険な作業中に保護帽(ヘルメット)を着用していない事例が確認された。

このことについて、受注者が保護帽の着用に対する下請人の要否判断を容認し、着用指導を実施していなかったため生じたとのことであった。

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第539条第2項は、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、危険な作業に従事する労働者は、保護帽を着用しなければならない旨を規定している。

今後は、関係法令等を遵守し、適切に事務を執行されたい。